

平成 21 年 1 月 15 日  
行政運営調整局人事組織課  
電話 6 7 1 - 4 0 0 5

## 職員の処分について

行政文書等の取扱いについて、職員指導の徹底を欠いた職員に対し、本日付で次のとおり処分を行いましたので、お知らせします。

### 1 被処分者及び処分内容

所属・補職	職名	年代	処分内容
行政運営調整局	事務職員	50代	所属長口頭厳重注意
選挙管理委員会事務局	事務職員	50代	所属長口頭厳重注意

### 2 事件の概要

平成20年2月、行政運営調整局輸送事務所の事務室の移転にあたり、当該職員は部下職員とともに不要な書類を廃棄しました。この際、当事務所職員の超過勤務命令簿、市外出張命令簿のうち、平成17年度分及び平成18年度分の一部を、保存期間内（3年）であるにもかかわらず廃棄したものと考えられます。

### 3 処分の対象となる行為

職場における適切な文書管理のために必要な環境の整備や、職員指導の徹底を怠ったこと

【参考】 行政文書分類表（共通）に基づく取扱い

当該文書	保存期間	廃棄年度
平成16年度超過勤務命令簿 市外出張命令簿	3年 (平成17～19年度)	平成20年度
平成17年度超過勤務命令簿 市外出張命令簿	3年 (平成18～20年度)	平成21年度
平成18年度超過勤務命令簿 市外出張命令簿	3年 (平成19～21年度)	平成22年度